

海外から考える日本の改正少年法

本田 敦大

1. はじめに
2. 日本の少年法の特徴
3. 各先進国との少年法の比較
4. 考察

1 はじめに

2021年に少年法は改正され、18歳、19歳の少年は「特定少年」とされた。彼らは成人と同じ厳罰の対象にされることにより、少年法は以前より厳しくなった。ここしばらく少年による悲惨な事件を見る度に、ネットでは少年法は甘い、もっと厳罰化しろという声が絶えない。しかし私は本当に日本の少年法は甘いのか、海外の主な先進国と少年法だけではなく国の文化、宗教、歴史や国民性などを含めた多角的な視点で考察し、改正少年法後、日本の犯罪率はどうなっていくか予想していきたい。

2 日本の少年法の特徴

日本の少年法は、厳罰よりも矯正教育の側面が強い。それは少年法第1条「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」という健全育成に理念を定めているからである。

そこで改めて改正少年法の変更点を確認していこうと思う。主に変わったのは特定少年の厳罰化。原則逆送対象事件の拡大。実名報道の解禁の3つである。

まず特定少年の厳罰化だが、改正少年法では18、19歳の少年を「特定少年」と定義し、17歳以下の少年よりも厳しく罰するとした。

次に原則逆送対象事件の拡大。これまで原則逆送対象事件は、「16歳以上の少年が故意で被害者を死亡させた事件」のみに適用されていた。しかし改正少年法では、「特定少年が犯した死刑。無期または1年以上の懲役・禁錮に当たる事件」に拡大。強盗罪 組織的詐欺罪、現住建造部等放火罪などに当たる。

最後に実名報道の解禁だが、少年事件については、これまで犯人の実名・写真等の報道が禁止されていた。しかし改正少年法では、特定少年の時に犯した事件について起訴された場合、実名や写真等の報道が許されるようになった。ここで注意だが、略式手続である場合は対象外となっ

ている。以上の点を踏まえると、改正少年法は厳罰化した。

3 各先進国との少年法の比較

次に各先進国の少年法を比較してみる。まず、世界での少年法の共通点は少年法とは近代国家の法制度であること。国民主権の国では、次世代の育成が国の課題になることが前提であり、そこには少年の教育などの問題がでてくる。そのほか共通点として手続きの公開が制限されていること。刑罰を軽減する、あるいは代替処分として保護処分、教育処分が行われていること。つまり保護優先的な処分が多いことが共通としてある。日本も先進国であるためこの少年法に属しているから、先進国での比較が可能である。ここからさらに各先進国の少年法の特徴や国の法文化などを踏まえて比較し、犯罪率のグラフを参照して日本の改正少年法後の犯罪率を予想していきたい。

諸外国の制度概要のグラフを参照しながらアメリカ、イギリス、フランス、韓国の先進国を比較していく。

まずアメリカの少年法制は、国親思想という国が親代わりになって恵まれない、環境に問題のある少年を保護していくという考え方が強く影響した。これはコモンローという思想から来ており、国家が介入する根拠として非行少年に対して使い出し、日本の少年法にも影響した。罪を犯した少年は国あるいは社会の被害者であり、親（国）が守るのは当然であります。しかし、日本と違い多民族国家、多宗教社会であるため上手くいかず、最近では厳罰化の傾向になっている。次にアメリカの少年法の適応年齢は州によって異なるが、7歳から18歳までとなっている。7歳未満は刑事責任能力がないとみなされている。懲役は成人と同等に判断され、州の刑務所、救貧院、児童保護施設等に収監される。次にアメリカの実名報道は原則少年法では一切認められず、写真公開も認められないが州によって異なる。最後にアメリカ少年法の厳罰化拡大は1970年代から極端な厳罰化を進めており、初めから刑事裁判所の管轄下に置いてしまう、刑事処分の適用の拡大を行った。これらを踏まえ日本と比べると、比較的厳罰化しているといえる。立命館大学法学部教授、葛野尋之（くずの・ひろゆき）のアメリカ少年法の失敗から何を学ぶかにおいて、厳罰化をしたことによって犯罪をしてしまう少年が増えてしまったと述べている。厳罰化が必ずしも犯罪率の抑止効果にはならず、保護処分に比べ、刑罰は少年の健全育成にはならないと捉えられる。そうなることでアメリカの少年法は失敗してきた。

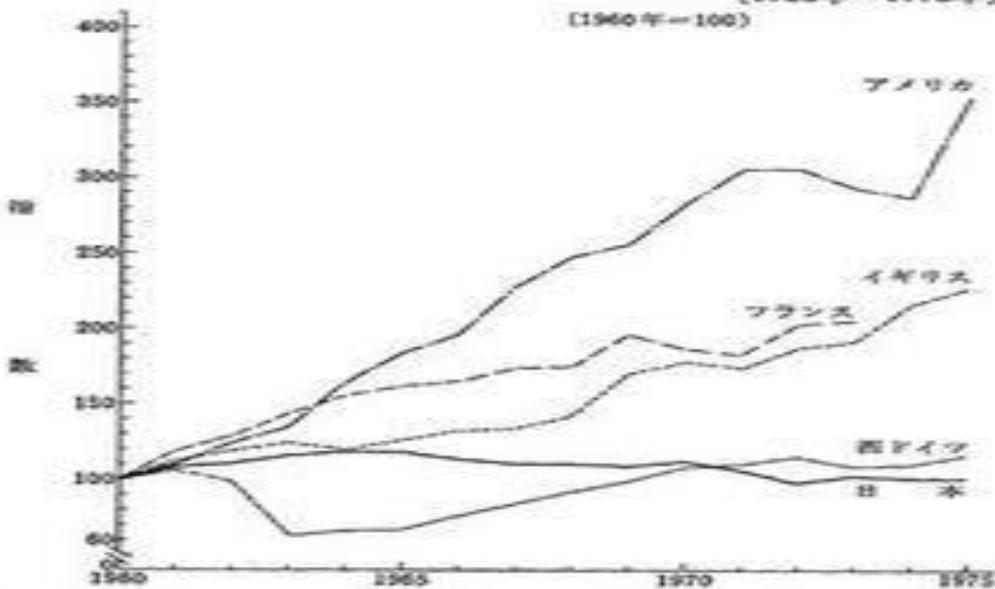
-
1. [アメリカ少年法の失敗になにを学ぶか \(katolegalsystem.com\)](http://katolegalsystem.com) 立命館大学法学部教授葛野尋之（くずの・ひろゆき）参照
 2. 諸外国の制度概要 [001236859.pdf \(moj.go.jp\)](http://001236859.pdf(moj.go.jp)) 参照

次にイギリスの少年法制である。そもそもイギリスは4つの国から成り立っている。イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドを含め、「グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国」とよび、ウェールズはイングランドと議会が共通だが、スコットランドと北アイルランドではそれぞれ議会があり、お札や法制度、文化も違う。イングランドやウェールズは少年裁判型であり、青少年裁判所と呼ばれる場所で、マジストレイトと呼ばれる治安判事3人体制で審判している。イギリスの適応年齢や処分は10歳から18歳が適応年齢。10歳から13歳を児童、14歳から17歳を少年と規定し、青少年裁判所での審理の対象としている。処分には、金銭処分、社会内処分、保護者に対する処分、施設収容処分があり、一定の重大な犯罪は成人と同様に審理される。日本と違って刑事責任年齢が10歳であること、条件付き注意処分などがあり、再犯防止策として行われている。しかし、依然日本と比べると厳しい措置ではある。

次にフランスだが、ローマ法並びにフランス全土の慣習法および封建法を起源としている。フランス革命時に啓蒙思想の影響を強く受けるなどの独自の法体系に進化してきた。とくに、ナポレオンが皇帝の時に、民法典、商法典、民事訴訟法典、刑法典、治罪法典の5つからなる「ナポレオン法典」が制定されたことは画期的であり、近代ヨーロッパ諸国にとっての模範となった。フランス法は日本の旧民法及び旧商法の制定にも大きな影響を与えた国となった。フランスの適応年齢は18歳からで、刑事責任年齢は制定されていない。施設内処遇に受刑者は刑務所所長に提案された活動に少なくとも一つ参加する義務を負う処遇がある。これは作業、職業訓練、教育、文化、スポーツ、身体的な活動があり、日本の就労支援に近いようなものを感じた。日本の少年法と比べると厳しくはないが、フランス施設内処遇の参加義務を日本に組み込んでいくとよいのではないかと考えた。

最後に韓国である。韓国における近代的な少年司法制度の基礎となったのは、朝鮮少年令（昭和17(1942)年制令第6号）である。同令は、基本的に日本旧少年法（大正11(1922)年法律第42号）を模範としつつも、保護処分の対象を20歳未満の者とし、重大な罪を犯した者や16歳以上で罪を犯した者は検察官又は裁判所が送致した場合にのみ保護処分の対象としていた。これは日本の少年法と似た部分があり、施行後の少年法と比べると、厳しくないように思える。

Ⅱ-3 図 アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ及び日本における少年犯罪者等人員の推移 (1960年～1975年) (1960年=100)



- 注 1. アメリカについては、Crime in the United States, Uniform Crime Reports, 1960～1975 による逮捕者数 (18歳未満) である。
2. イギリスについては、Home Office, Criminal Statistics, England and Wales, 1960～1975 による有罪者数 (21歳未満) である。
3. 西ドイツについては、Polizeiliche Kriminalstatistik, Bundesrepublik Deutschland, 1960～1975 による検挙者数 (21歳未満) である。なお、1963年からは交通事犯を除く数字である。
4. フランスについては、Compte Général, Ministère de la Justice, 1960～1973 による重罪・軽罪についての新設手続を取った者の数 (21歳未満) である。
5. 日本については、警察庁の統計による刑法犯、特別法犯 (道路交通法を除く。) の検挙、補導の人員 (20歳未満) である。

[昭和52年版 犯罪白書 第3編/第1章/第1節/5 \(moj.go.jp\)](http://www.moj.go.jp)から引用

このグラフを見ると、厳罰化を行ってきたアメリカとイギリスとフランスは少年犯罪者の推移が右肩上がりになっている。このグラフにはないが、韓国はほぼ横ばいである。日本も1960年から犯罪率は横ばいで、さらに近年になると犯罪率は減少傾向にあった。

4 考察

日本の非行少年による犯罪率は世界的に見ても低いことがわかる。つまり、旧少年法は機能していた。適用年齢や処分の内容などで見ると、日本の少年法は優しいかもしれない。しかし厳罰化を進めてきた海外の犯罪率は上昇していった。ということは今後日本の犯罪率は上昇していく可能性があると考えた。